**５　安全教育・避難訓練**

|  |
| --- |
| 安全教育 |

|  |
| --- |
|  １　安全教育にかかわる指導時間と内容 |
|  | 指　導　時　間 | 指　導　内　容 |  |
|  ◎　関連教科 ◎　特別活動   |  ◎　不審者侵入・災害発生時の行動 ◎　登下校時の安全 ◎　校外学習時の安全 ◎　帰宅後の行動 ◎　長期休暇の過ごし方 ◎　避難訓練 ◎　安全マップ作成 |
| 　２　児童への安全教育実施に際しての留意事項  　(1) 学校安全計画に基づき実施する。 (2) 安全教育については、「学年だより」等により、あらかじめ内容を保護者に知らせ、　　　理解と協力を得て実施する。その際、災害や犯罪が身近にあった児童については保護者　　　やカウンセラーと連携をとり、適切な対応をする。 (3) 通学路や在宅時の行動の仕方についても指導する。　 (4) 被害に遭ったり、遭いそうになった場合には、必ず家の人や学校の教職員に話すよう　　　指導する。 (5) 「こども110番のいえ」について指導する。 (6) 校内に不審者が侵入した場合の対応について指導する。特に、来校者は必ず「来校者　　　カード（名札）」等を着用しているので、着用していない者には近付かず、教職員に知　　　らせることや、自分の身が危ないときは、すぐに逃げることなどについて指導する。　 (7) 災害の特性や避難行動について、学校安全計画をもとに様々な時間を活用し、教科横断的に指導する。 (8) 児童の手による安全マップの作成等を通して、危険予測・回避能力の育成を図る。　 (9) 外部の専門家、自治体や警察等と連携し、地域の実態に応じた指導を行う。 |

|  |
| --- |
| 避難訓練 |

|  |
| --- |
|  １　避難訓練実施に際しての留意事項　 (1)　通報訓練を含めた訓練を警察・消防機関と連携し実施する。 (2)　児童を含めて実施する避難訓練は年２回以上実施し、児童が動揺しないよう配慮する。　　　　　とりわけ、不審者が実際に侵入してくる防犯訓練については、児童が怖がることのな　　　いように注意する。　　　　　　　（恐怖感を抱かせるおそれがあるような防犯訓練は、教職員のみで実施する。） (3) 事前に保護者に理解と協力を求め、緊急時の連絡体制により、ＰＴＡ役員と連携を図　　　り、保護者への連絡についても訓練を行う。 　(4)　教職員・児童に事前に避難訓練の実施を知らせない、緊急訓練を実施する。 　(5)　訓練であることについて、地域住民への周知理解の徹底を図る。 (6)　引渡し訓練（帰宅困難な児童への対応を含む）及び、避難所開設の訓練を行う。　 (７)　過去の災害やハザードマップなどの想定を超える危険性をはらんでいる自然災害に備えて、複数の避難場所や避難経路の設定をする。 |